

## 文例（予備的遺言）

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、甥〇〇〇〇（生年月日）に、遺贈する。

第2条 遺言者は、甥〇〇〇〇が遺言者の死亡以前に死亡したときは、遺言者の有する一切の財産を、甥〇〇〇〇の妻（生年月日）に、遺贈する。

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・

職 業 〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

予備的遺言とは、相続人や受遺者が、遺言者よりも先に死亡した場合など、万が一に備えて行う遺言になります。遺言者が高齢者であれば、配偶者も高齢であると考えられますし、遺言に記載した相続人や受遺者が、遺言者より先に死亡することも残念ながら十分にあり得ることで、遺言により、相続人や受遺者に、具体的な財産を指定していても、遺言者より先に相続人や受遺者が亡くなってしまうと、その予定していた財産の指定は無効となります。

例えば、配偶者も子も父母（直系尊属）もいなく、兄弟姉妹がいるケースで、本当の子のように可愛がってきた甥（とその家族）に、全部の財産を残してあげたいと思い、上記第1条のように、「甥〇〇〇〇に、遺贈する」としたとします。しかし甥が遺言者より先に死亡した場合、甥の家族に財産が当然いくのではなく、法定相続人である兄弟姉妹に財産がいくこととなります。つまり、せっかくの遺言も意味のないものになってしまいます。第2条（予備的遺言）で、次に甥の妻に、遺贈する旨を書いておくと、甥の家族に財産を残してあげることができます。予備的遺言で、前もって次に相続させる者もしくは遺贈する相手を決めておくことで、相続人や遺贈者が遺言者よりも先に亡くなった場合や受け取りを拒否したという場合でも、新たに遺言を作成し直す必要がなくなります。